

「北海道水資源の保全に関する条例」に係る アンケート調査結果等

令和5年（2023年）1月

北海道総合政策部計画局土地水対策課

目 次

I	北海道水資源の保全に関する条例の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
II	アンケート調査結果		
1	調査の概要	・ ・ ・ ・ ・	4
2	調査結果		
(1)	市町村	・ ・ ・ ・ ・	5
(2)	水資源保全地域内の土地所有者（個人）	・ ・ ・ ・ ・	11
(3)	水資源保全地域内の土地所有者（法人）	・ ・ ・ ・ ・	13
(4)	森林組合	・ ・ ・ ・ ・	15

【参考資料】 北海道水資源の保全に関する条例

I 北海道水資源の保全に関する条例の概要

1 条例の趣旨

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、施策の基本となる事項や水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図る。

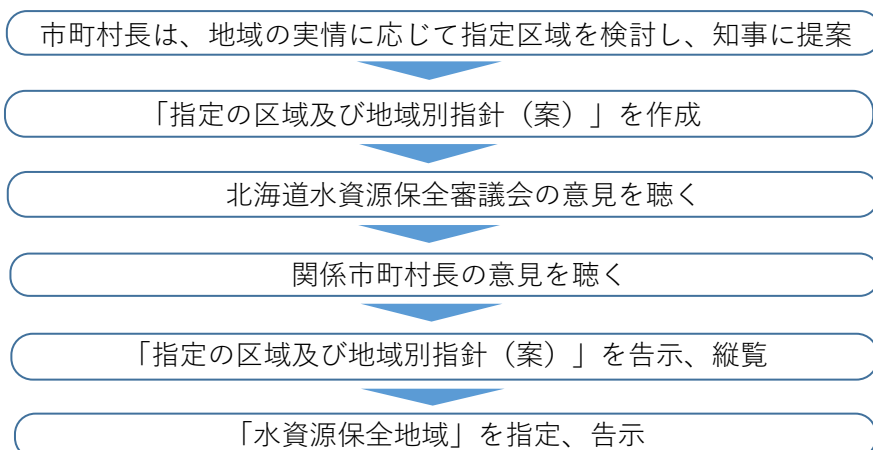
2 条例の構成

〔第1章〕 総則	条例の目的(第1条)及び基本理念(第3条)、道(第4条)、事業者(第5条)、土地所有者等(第6条)、道民(第7条)の責務市町村(第8条)及び国との連携等(第9条) 等
〔第2章〕 水資源の保全に関する基本的施策	水資源の保全に関する施策を推進するに当たっての基本的な考え方 ・森林の有する水源涵養機能の維持増進(第11条) ・安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進(第12条) ・道民等の理解の促進(第13条) ・水資源の保全のための適正な土地利用の確保(第14条) 等
〔第3章〕 水源の周辺における適正な土地利用の確保	水源周辺区域の適正な土地利用の確保のための地域指定等 ・水資源保全地域に関する基本指針の策定(第16条) ・水資源保全地域の指定〔市町村長からの提案を基本〕(第17条) ・水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出及び届出者への助言(第20条) ・届出義務違反等に係る勧告(第22条)及び公表(第23条) 等
〔第4章〕 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置(第26条) ・水資源の保全に関する重要事項の調査審議(第27条) ・委員9人以内で組織(第28条) 等
〔第5章〕 雑則	規則への委任(第33条)
〔附則〕	平成24年4月1日施行 条例施行後5年ごとに条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を実施

3 水資源保全地域

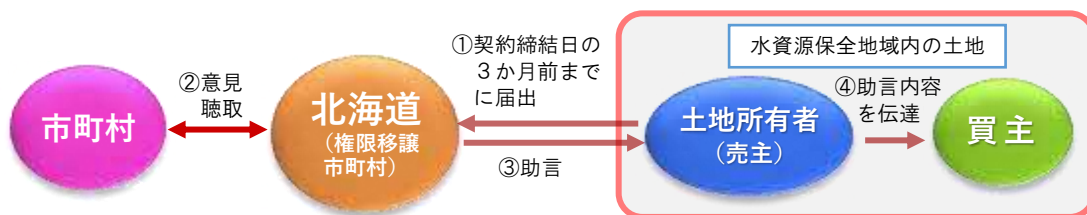
(1) 地域指定の流れ

知事は、水資源の保全のために必要があると認める区域を「水資源保全地域」として指定することができる。



(2) 土地の権利移転等の届出

水資源保全地域内の土地所有者は、土地売買等の契約を締結する日の3か月前までに知事に届出なければならない。



○届出が必要な土地取引行為の範囲

国土利用計画法による届出と同様に、売買、譲渡担保、代物弁済、交換、営業譲渡など、所有権、地上権、賃借権等の権利の移転に対価の授受を伴う契約行為。

○届出者の対象外

当事者の一方または双方が国・地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、土地開発公社などの場合。

○届出者への助言

知事は、必要があると認める場合、届出者に対し土地の利用方法などに関して助言することができる。

○土地所有者（売主）の義務

土地所有者(売主)が助言を受けた場合、買主に助言内容を伝達しなければならない。

○届出窓口

土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局。ただし、権限移譲している市町村の場合は当該市町村。

(3) その他

① 主な普及啓発の取組（H29～R3）

a. 土地所有者へのアンケート調査及びダイレクトメールの送付

水資源保全地域内の土地所有者に対して、土地取引に係る事前届出制など条例の周知や保有状況の確認などを行うため、アンケート調査やダイレクトメールを送付。

年度	実施方法	送付数
平成29年度	アンケート調査	総数 1,700 (個人 1,600 人、法人 100 団体)
平成30年度	アンケート調査	総数 1,719 (個人 1,603 人、法人 116 団体)
令和元年度	アンケート調査	総数 2,216 (個人 2,093 人、法人 123 団体)
	ダイレクトメール	総数 1,511 (個人 1,393 人、法人 118 団体)
令和2年度	ダイレクトメール	総数 2,265 (個人 2,116 人、法人 149 団体)
令和3年度	ダイレクトメール	総数 2,607 (個人 2,467 人、法人 140 団体)

b. 啓発用資料の作成

条例に関するポスターやリーフレット等を作成し、市町村のほか司法書士会や宅地建物取引業をはじめとする不動産関係者などに配付。

- ・ポスターの作成 (H29、R2)
- ・リーフレットの作成 日本語 (H29、R2、R3)

c. その他

道民や土地所有者等へ幅広く周知を図るため、道の情報媒体をはじめ、市町村や不動産関係などの関連する団体にもご協力をいただきながら、条例に規定する制度などをホームページ等に掲載。

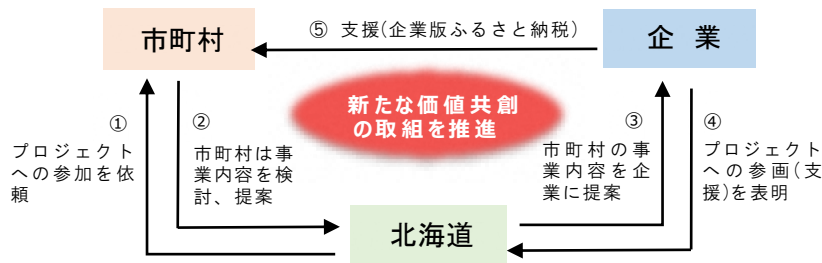
- ・道ホームページや広報紙等
- ・市町村ホームページや広報紙
- ・不動産関係団体ホームページ
(北海道宅地建物取引業協会、北海道森林組合連合会他)
- ・水の週間と連携したパネル展の開催や中学生を対象とした水の作文コンクールの実施
(作文応募数 89 編<H29>、329 編<H30>、197 編<R1>、145 編<R2>、185 編<R3>)

② 公有地化等の支援

a. 北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト

水資源保全地域の公有地化や活用の取組を促進させるため、「企業版ふるさと納税」の仕組みを利用し、市町村への財政支援を実施。

- ・支援対象：水資源保全地域内の土地の取得費、植樹関連経費、土地の活用整備費用等



b. 地域づくり総合交付金（水資源保全推進事業）

水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に要する経費のうち、土地（その土地の上にある立木竹を含む。）を購入する経費について市町村への支援を実施。

- ・交付率：森林 1/2 以内*、森林以外 1/3 以内
* 森林の場合は、地域活性化事業債を満度に充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の経費の額を控除した額の 1/2 以内。
- ・交付額：50 万円～300 万円

Ⅱ アンケート調査結果

1 調査の概要

〔調査目的〕

北海道水資源の保全に関する条例は、施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

今般、前回平成29年度に行った点検・検討から5年を経過したことから、市町村、水資源保全地域内の土地所有者（個人、法人）、水資源保全地域のある市町村を主な事業地域とする森林組合の協力の下、条例に対する意識や道の取組等に関する調査を実施し、この結果を点検・検討に反映させる。

〔調査対象及び調査手法等〕

（1）市町村

- ① 対象数 道内179市町村（水資源保全地域がある市町村64市町村、水資源保全地域がない市町村115市町村）
- ② 設問数 19問（水資源保全地域のない市町村は9問）
- ③ 回答数 179市町村（回答率100%）
- ④ 調査方法 照会・回答ともに電子メール

（2）水資源保全地域内の土地所有者

- ① 対象数 2,000者（個人1,800人、法人200団体）
- ② 設問数 個人9問、法人7問
- ③ 回答数 893者（個人802（回答率44.6%）、法人91（回答率45.5%））
- ④ 調査方法 水資源保全地域台帳から無作為に抽出（国外は対象外）し、郵送により調査票を配付。回答は郵送又はWeb（自由選択）
※郵送回答787（個人710、法人77）、Web回答106（個人92、法人14）

（3）森林組合

- ① 対象数 水資源保全地域のある市町村を主な事業地域とする森林組合（38組合）
- ② 設問数 11問
- ③ 回答数 22組合（回答率57.9%）
- ④ 調査方法 照会・回答ともに電子メール

〔調査時期〕

- ・ 令和4年（2022年）7月～8月

2 調査結果

(1) 市町村

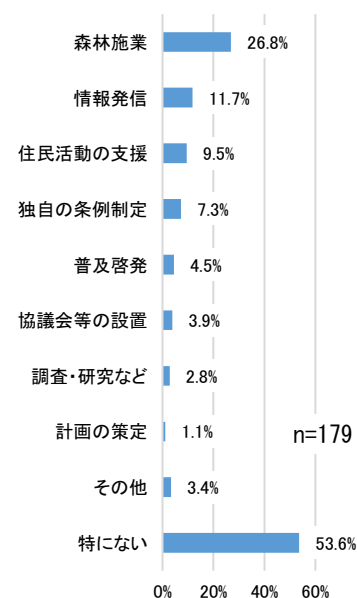
□ 調査対象等

調査対象 179市町村、回答数 179（回答率 100%）

□ 調査結果

問 1	貴市（町・村）では、水資源保全のために、本条例に基づく取組以外に、どのような施策に取り組んでいますか。次の中からいくつでもお選びください。 なお、水資源保全のためにゼロカーボンやSDGs、森林環境譲与税を活用する等の新たな取組がありましたら、具体的に教えてください。
-----	--

- ◇ 市町村森林計画に基づく森林施業 …… 48市町村（26.8%）
- ◇ 情報発信（広報誌、ホームページ、パンフレット等） …… 21市町村（11.7%）
- ◇ 住民活動の支援（イベント、学習会、植樹、清掃活動） …… 17市町村（9.5%）
- ◇ 市町村独自の条例制定 …… 13市町村（7.3%）
- ◇ 普及啓発（環境学習、後援会、イベント等） …… 8市町（4.5%）
- ◇ 住民、団体、事業者、有識者等からなる協議会等の設置 …… 7市町村（3.9%）
- ◇ 調査・研究、各種観測・データ蓄積・分析 …… 5市町（2.8%）
- ◇ 計画（市町村森林整備計画を除く）の策定 …… 2町（1.1%）
- ◇ その他 …… 6市町（3.4%）
 - ・ 森林環境譲与税を活用した土地の購入
 - ・ 水道水源に関する保護指導要綱の策定
 - ・ 多面的機能支払交付金の活用による農地・農業用施設等の維持・保全
 - ・ 河川水質・流量調査
 - ・ 水源涵養林取得事業 ほか
- ◇ 特にない …… 96市町村（53.6%）



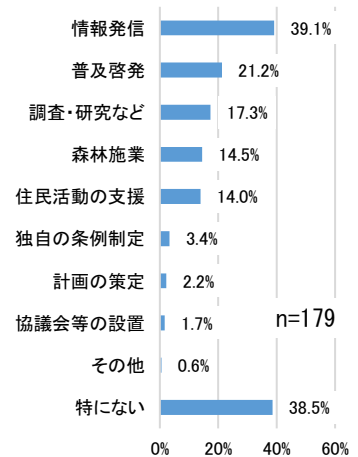
(ゼロカーボンやSDGs、森林環境譲与税を活用した具体事例)

- ・ 2050年ゼロカーボンシティの表明
- ・ 森林環境譲与税を活用し、木育として新生児に地域木材を活用した積み木を配付
- ・ 森林環境譲与税を活用し、民有林管理推進事業の実施
- ・ 河川のクリーンアップ（カヌー使用）
- ・ ゼロカーボンアクション30を広報誌にて周知

<市町村>

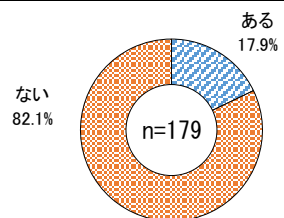
問2 水資源保全のために、貴市（町・村）と道とが連携協力することで、より効果が期待される取組はありますか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 情報発信（広報誌、ホームページ、パンフレット等）・・・70市町村（39.1%）
- ◇ 普及啓発（環境学習、後援会、イベント等）・・・38市町村（21.2%）
- ◇ 調査・研究、各種観測・データ蓄積・分析・・・31市町村（17.3%）
- ◇ 市町村森林計画に基づく森林施業・・・26市町村（14.5%）
- ◇ 住民活動の支援（イベント、学習会、植樹、清掃活動等）・・・25市町村（14.0%）
- ◇ 市町村独自の条例制定・・・6町（3.4%）
- ◇ 計画（市町村森林整備計画を除く）の策定・・・4市町村（2.2%）
- ◇ 住民、団体、事業者、有識者等からなる協議会等の設置・・・3市町（1.7%）
- ◇ その他・・・1町（0.6%）
 - ・多面的機能支払交付金の活用による農地・農業用施設等の維持・保全
- ◇ 特にない・・・69市町村（38.5%）



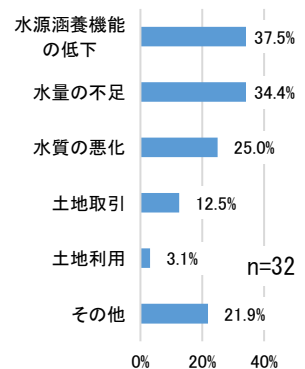
問3 貴市（町・村）では、水資源に関する課題はありますか。

- ◇ ある・・・32市町村（17.9%）
- ◇ ない・・・147市町村（82.1%）



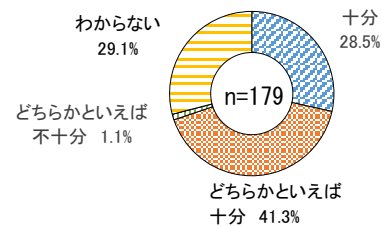
「ある」を選んだ場合は、その課題を次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 森林の水源涵養機能の低下（整備されていない森林が増えている等）・・・12市町村（37.5%）
- ◇ 水量の不足・・・11市町村（34.4%）
- ◇ 水質の悪化・・・8市町（25.0%）
- ◇ 土地取引（水源地周辺で利用目的が明らかでない土地取引が増えている等）・・・4市町村（12.5%）
- ◇ 土地利用（水源地周辺で不適切な土地利用が増えている等）・・・1市（3.1%）
- ◇ その他・・・7市町（21.9%）
 - ・局地的大雨が近年多くなり、濁度が高くなる傾向にある
 - ・太陽光発電施設設置による森林の減少 ほか



問 4 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第11条関係)

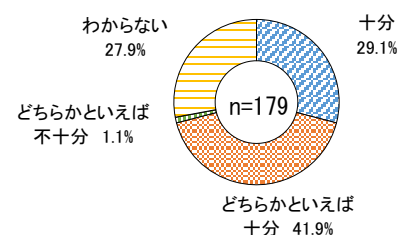
- ◇ 十分だと思う .. 51市町村 (28.5%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う .. 74市町村 (41.3%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う .. 2町 (1.1%)
- ◇ 不十分だと思う .. 0市町村 (0.0%)
- ◇ わからない .. 52市町村 (29.1%)



- <「どちらかといえば不十分だと思う」、「不十分だと思う」理由>
- ・豊かな森づくり推進事業を進めるための道予算が不十分
 - ・水資源保全地域に指定されている土地の周知・アピール不足

問 5 安全に安心して利用できる水資源の確保を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第12条関係)

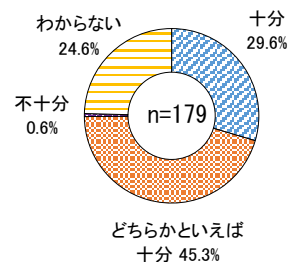
- ◇ 十分だと思う .. 52市町村 (29.1%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う .. 75市町村 (41.9%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う .. 2町 (1.1%)
- ◇ 不十分だと思う .. 0市町村 (0.0%)
- ◇ わからない .. 50市町村 (29.7%)



- <「どちらかといえば不十分だと思う」、「不十分だと思う」理由>
- ・上下流域における関係者とのより密な連携が必要
 - ・所有や異動時にダイレクトメールを送付

問 6 水資源の保全に対する理解の促進を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第13条関係)

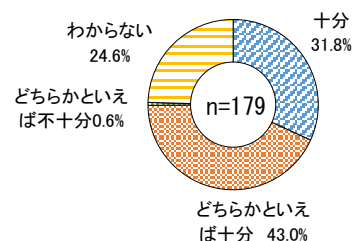
- ◇ 十分だと思う .. 53市町村 (29.6%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う .. 81市町村 (45.3%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う .. 0市町村 (0.0%)
- ◇ 不十分だと思う .. 1村 (0.6%)
- ◇ わからない .. 44市町村 (24.6%)



- <「どちらかといえば不十分だと思う」、「不十分だと思う」理由>
- ・リーフレットやパフレットの活用が不足している

問 7 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第14条関係)

- ◇ 十分だと思う .. 57市町村 (31.8%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う .. 77市町村 (43.0%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う .. 1町 (0.6%)
- ◇ 不十分だと思う .. 0市町村 (0.0%)
- ◇ わからない .. 44市町村 (24.6%)

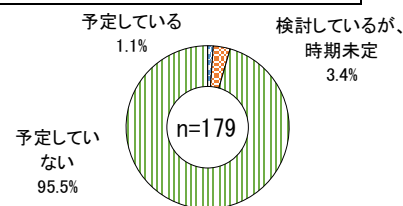


- <「どちらかといえば不十分だと思う」、「不十分だと思う」理由>
- ・水資源保全地域内の土地取引について、より強い規制を願いたい

<市町村>

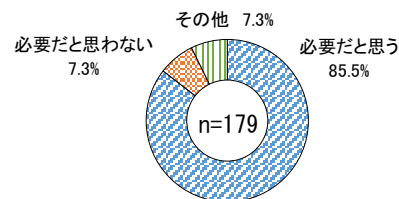
問 8 貴市（町・村）では、令和4年度以降、道の水資源保全条例に基づく水資源保全地域の指定に向けた提案予定（検討）はありますか。

- ◇ 予定している … 2市町 (1.1%)
- ◇ 検討しているが時期未定 … 6市町 (3.4%)
- ◇ 予定していない … 171市町村 (95.5%)



問 9 道では、市町村が水資源地域内の土地を購入し、「公有地化」を図るための取組を支援する交付金事業（地域づくり総合交付金（水資源保全推進事業））を行っていますが、今後もこの制度は必要と思いますか。

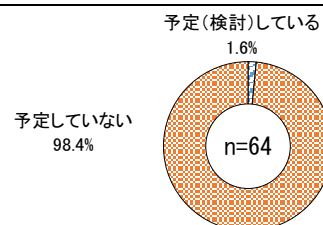
- ◇ 必要だと思う … 153市町村 (85.5%)
- ◇ 必要だと思わない … 13市町村 (7.3%)
- ◇ その他 … 13市町村 (7.3%)
 - ・ 当町で具体的な事案がないため、わからない
 - ・ 当市については、現時点において必要性はないと考える
 - ・ 水資源保全地域がないので回答できない ほか



以降は水資源保全地域がある 64 市町村のみ対象

問 10 貴市（町・村）では、令和4年度以降、水資源保全地域の土地を公有地化する予定（検討）はありますか。

- ◇ 予定（検討）している … 1町 (1.6%)
- ◇ 予定していない … 63市町村 (98.4%)



※ 問10で「予定（検討）している」を選んだ1町を対象とした設問

問 11 公有地化する時期について、1つお選びください。

- ◇ 決まっていない

問 12 公有地化するに当たっての課題は何ですか。いくつでもお選びください。

- ◇ 土地所有者と売買価格が折り合わない（高すぎる）
- ◇ 土地所有者に売却の意思がない

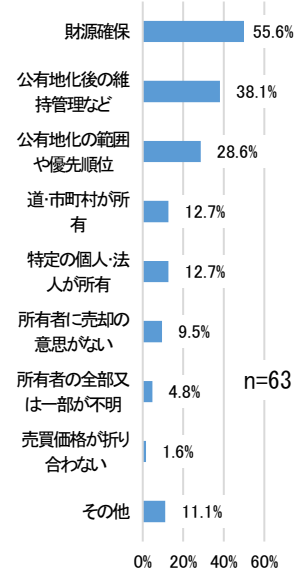
問 13 公有地化にあたり、地域づくり総合交付金や企業版ふるさと納税（「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」）を活用する予定について教えてください。

- ◇ いずれの活用も予定していない

※ 問10で「予定していない」を選んだ63市町村を対象とした設問

問 14 公有地化を進めない理由は何ですか。次の中からいくつでもお選びください。

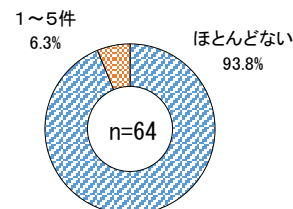
- ◇ 財源確保が難しい .. 35市町村 (55.6%)
- ◇ 公有地化後の維持管理、事務処理 .. 24市町村 (38.1%)
- ◇ 対象面積が広大であり、公有地化の範囲、優先順位をつけるのが難しい .. 18市町村 (28.6%)
- ◇ 土地の多くを道・市町村が所有しており、民有地はほとんどない .. 8町 (12.7%)
- ◇ 土地の多くを特定の個人、法人が所有し、第三者に売られる可能性が低い .. 8市町 (12.7%)
- ◇ 土地所有者に売却の意思がない .. 6市町村 (9.5%)
- ◇ 土地所有者の全部(一部)が不明である .. 3町村 (4.8%)
- ◇ 土地所有者との売買価格が折り合わない .. 1村 (1.6%)
- ◇ その他 .. 7市町 (11.1%)
 - ・ 公有地化の必要に迫られていないため
 - ・ 山林を区画割し現状有姿により売買した土地が点在しており、そういった土地の取得や維持管理に課題があるため
 - ・ 公有地化の議論に至っていない ほか



(以下、64市町村対象)

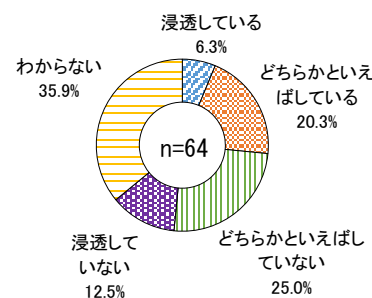
問 15 貴市(町・村)では、条例の趣旨、水資源保全地域に指定されている区域、届出方法など、土地所有者や事業者等から水資源保全条例に関する問い合わせが、1か月平均でどれくらいありますか。(権限移譲業務も含む。)

- ◇ ほとんどない .. 60市町村 (93.8%)
- ◇ 1～5件 .. 4町村 (6.3%)



問 16 水資源保全地域内の土地を売買等する場合、契約の3か月前までに届出が必要(条例第20条)ですが、水資源保全地域内の土地所有者に浸透していると思いますか。

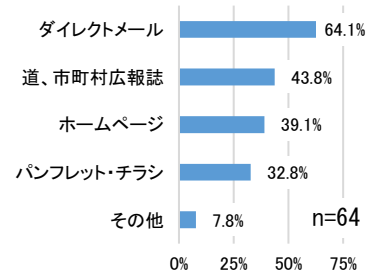
- ◇ 浸透していると思う .. 4市町 (6.3%)
- ◇ どちらかといえば浸透していると思う .. 13市町村 (20.3%)
- ◇ どちらかといえば浸透していないと思う .. 16市町村 (25.0%)
- ◇ 浸透していないと思う .. 8町村 (12.5%)
- ◇ わからない .. 23市町 (35.9%)



<市町村>

問 17 事前届出を浸透させるためには、どんな取組が効果的だと思いますか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 土地所有者へのダイレクトメール .. 41市町村 (64.1%)
- ◇ 道や市町村の広報誌による周知 .. 28市町村 (43.8%)
- ◇ ホームページによる情報発信 .. 16市町村 (39.1%)
- ◇ パンフレットやチラシの作成 .. 21市町村 (32.8%)
- ◇ その他 .. 5市町 (7.8%)
 - ・ 土地の相続や売買の際に相談を受けるとされる司法書士や税理士、弁護士、不動産業者への制度周知
 - ・ 道内向けテレビCM ほか

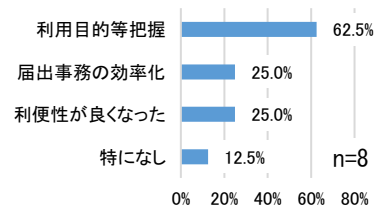


「水資源保全地域における届出の受理及び適正な土地利用の確保に関する事務の権限移譲」を受けている8市町のみ対象

問 18 権限の移譲の「効果」と「課題」を、次の中からいくつでもお選びください。

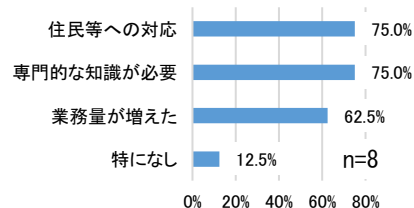
【効果】

- ◇ 申請者と直接接することで、より具体的に土地利用目的等を把握できるようになった .. 5市町 (62.5%)
- ◇ 届出事務の効率化が図られた .. 2町 (25.0%)
- ◇ 地域住民等の利便性が良くなった .. 2町 (25.0%)
- ◇ 特になし .. 1町 (12.5%)



【課題】

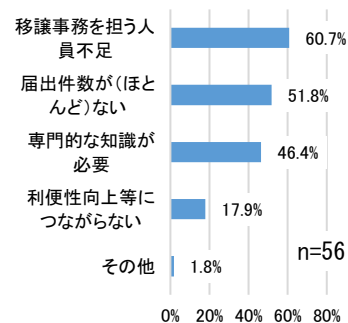
- ◇ 届出者や住民等への対応に苦慮 .. 6市町 (75.0%)
- ◇ 専門的な知識が必要 .. 6市町 (75.0%)
- ◇ 業務量が増えた .. 5市町 (62.5%)
- ◇ 特になし .. 1市 (12.5%)



「水資源保全地域における届出の受理及び適正な土地利用の確保に関する事務の権限移譲」を受けていない56市町村のみ対象

問 19 権限の移譲を受けない理由を、次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 移譲事務を担う人員が不足 .. 34市町村 (60.7%)
- ◇ 届出件数がない又はほとんどないと見込まれる .. 29市町村 (51.8%)
- ◇ 移譲事務に関する専門的な知識を身につけなくてはならないため .. 26市町村 (46.4%)
- ◇ 地域住民等の利便性向上や届出事務の効率化につながるとは思わない .. 10市町 (17.9%)
- ◇ その他 .. 1町 (1.8%)
 - ・ 権限の移譲を受けない理由がないため



(2) 水資源保全地域内の土地所有者（個人）

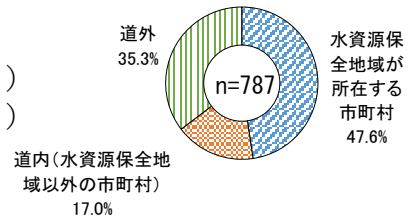
□ 調査対象等

調査対象 1,800名、回答数 802（回答率 44.6%）

□ 調査結果

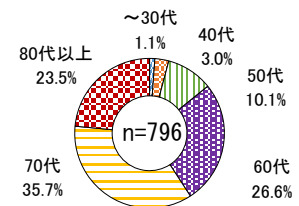
問1 あなたのお住まいの地域はどちらですか。

- ◇ 道内 .. 509人（64.7%）
 - ・ 水資源保全地域が所在する市町村 .. 375人（47.6%）
 - ・ 水資源保全地域以外の市町村 .. 134人（17.0%）
- ◇ 道外 .. 278人（35.3%）



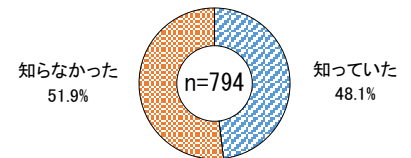
問2 あなたの年齢はおいくつですか。

- ◇ ~30代 .. 9人（1.1%）
- ◇ 40代 .. 24人（3.0%）
- ◇ 50代 .. 80人（10.1%）
- ◇ 60代 .. 212人（26.6%）
- ◇ 70代 .. 284人（35.7%）
- ◇ 80代~ .. 187人（23.5%）



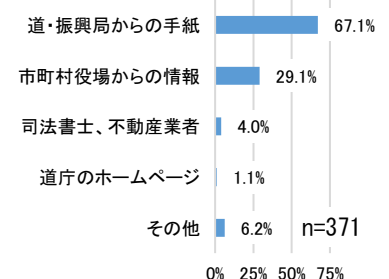
問3 あなたは、自分の所有している土地が、水資源保全地域の中にあることを知っていましたか。

- ◇ 知っていた .. 382人（48.1%）
- ◇ 知らなかった .. 412人（51.9%）



問4 ※ 「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
あなたの所有している土地が水資源保全地域であることをどのようにお知りになりましたか。次の中からいくつでもお選びください。

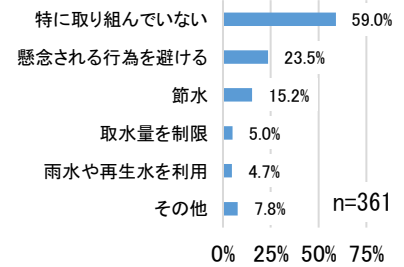
- ◇ 道庁又は（総合）振興局からの手紙 .. 249人（67.1%）
- ◇ 市役所（町村役場）からの情報 .. 108人（29.1%）
- ◇ 司法書士や不動産業者から聞いて .. 15人（4.0%）
- ◇ 道庁のホームページ .. 4人（1.1%）
- ◇ その他 .. 23人（6.2%）
 - ・ 地元の森林組合からの情報
 - ・ 親、友人から聞いた ほか



<土地所有者（個人）>

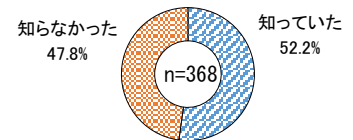
問5 ※ 「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
水資源保全地域内の土地の利用にあたって、水資源の保全について取り組まれていることはありますか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 特に取り組んでいない .. 213人 (59.0%)
- ◇ 水質への影響が懸念される行為を避ける .. 85人 (23.5%)
- ◇ 節水 .. 55人 (15.2%)
- ◇ 取水量の制限 .. 18人 (5.0%)
- ◇ 雨水や再生水を利用 (冷却・冷房・洗濯等) .. 17人 (4.7%)
- ◇ その他 .. 28人 (7.8%)
 - ・ 植林
 - ・ 樹木の伐採をしない ほか



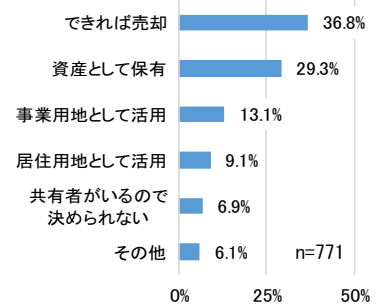
問6 ※ 「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
水資源保全地域内の土地の売買に当たっては、契約締結の3か月前までに知事への届出が必要であることを、知っていましたか。

- ◇ 知っていた .. 192人 (52.2%)
- ◇ 知らなかった .. 176人 (47.8%)



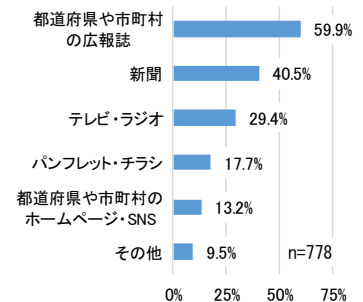
問7 あなたの所有している水資源保全地域内の土地について、今後どのようにしたいと考えていますか。

- ◇ できれば売却 .. 284人 (36.8%)
- ◇ 資産として保有 .. 226人 (29.3%)
- ◇ 事業用地 (農林水産業、製造業、太陽光発電等) として活用 .. 101人 (13.1%)
- ◇ 居住用地 (自宅、賃貸等) として活用 .. 70人 (9.1%)
- ◇ 共有者がいるので決められない .. 53人 (6.9%)
- ◇ その他 .. 47人 (6.1%)
 - ・ 保全保護に努める
 - ・ 自分が死亡したのちは町に寄附したい ほか



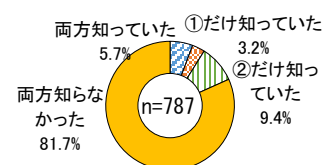
問8 あなたは、行政からの情報をどのようにして入手することが多いですか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 都道府県や市町村の広報紙 .. 466人 (59.9%)
- ◇ 新聞 .. 315人 (40.5%)
- ◇ テレビ・ラジオ .. 229人 (29.4%)
- ◇ パンフレット・チラシ .. 138人 (17.7%)
- ◇ 都道府県や市町村のホームページ・SNS .. 103人 (13.2%)
- ◇ その他 .. 74人 (9.5%)
 - ・ 行政からの直接のメール、案内書
 - ・ 森林組合からの冊子 ほか



問9 国の法律制定・改正により、
①令和5年4月27日から相続等によって取得した土地を、申請により国の所有地にすることが可能となる制度が創設されること、
②令和6年4月1日から相続登記が義務化されること、知っていますか。

- ◇ ①と②の両方とも知っていた .. 45人 (5.7%)
- ◇ ①だけ知っていた .. 25人 (3.2%)
- ◇ ②だけ知っていた .. 74人 (9.4%)
- ◇ ①と②の両方とも知らなかった .. 643人 (81.7%)



(3) 水資源保全地域内の土地所有者（法人）

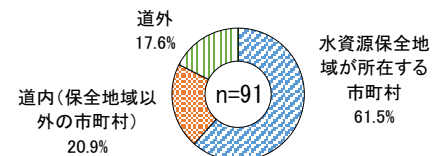
□ 調査対象等

調査対象 200社（団体）、回答数 91（回答率 45.5%）

□ 調査結果

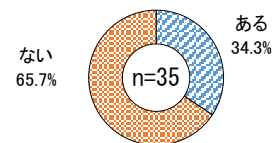
問1 貴社の所在地（本社）はどちらですか。

- ◇ 水資源保全地域が所在する道内市町村 … 56社（61.5%）
- ◇ 水資源保全地域以外の道内市町村 … 19社（20.9%）
- ◇ 北海道外 … 16社（17.6%）



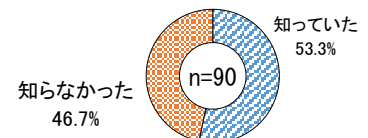
問2 ※「問1」で「道内（水資源保全地域以外の市町村）」又は「道外」を選んだ場合のみお答えください。
北海道水資源保全地域がある市町村に貴社の支社・営業所等がありますか。

- ◇ ある … 12社（34.3%）
- ◇ ない … 23社（65.7%）



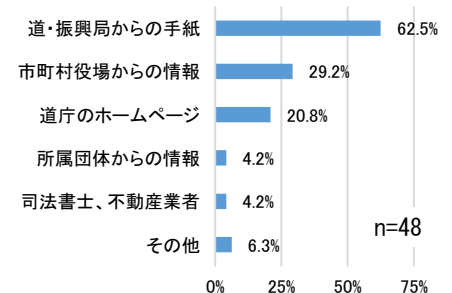
問3 貴社の所有している土地が、水資源保全地域の中にあることを知っていましたか。

- ◇ 知っていた … 48社（53.3%）
- ◇ 知らなかった … 42社（46.7%）



問4 ※「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
貴社の所有している土地が、水資源保全地域であることを、どのようにお知りになりましたか。次の中からいくつでもお選びください。

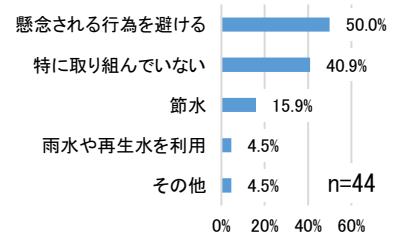
- ◇ 道庁又は（総合）振興局からの手紙 … 30社（62.5%）
- ◇ 市役所（町村役場）からの情報 … 14社（29.2%）
- ◇ 道庁のホームページ … 10社（20.8%）
- ◇ 所属する業界団体からの情報 … 2社（4.2%）
- ◇ 司法書士や不動産業者から聞いて … 2社（4.2%）
- ◇ その他 … 3社（6.3%）
・ 森林組合からの情報 ほか



<土地所有者（法人）>

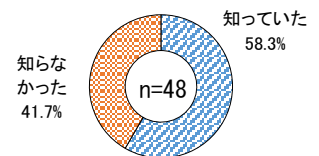
問5 ※「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
 水資源保全地域内の土地の利用にあたって、水資源の保全について取り組まれていることはありますか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 水質への影響が懸念される行為を避ける … 22社（50.0%）
- ◇ 特に取り組んでいない … 18社（40.9%）
- ◇ 節水 … 2社（4.5%）
- ◇ 雨水や再生水を利用（冷却・冷房用水、洗車等） … 2社（4.5%）
- ◇ その他 … 2社（4.5%）
 - ・ 森林組合に管理依頼
 - ・ 利用していない



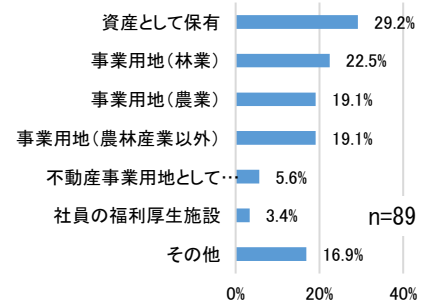
問6 ※「問3」で「知っていた」を選んだ方のみお答えください。
 水資源保全地域内の土地の売買に当たっては、契約締結の3か月前までに知事への届出が必要であることを、知っていましたか。

- ◇ 知っていた … 28社（58.3%）
- ◇ 知らなかった … 20社（41.7%）



問7 貴社が土地を所有する目的は何ですか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 資産として保有 … 26社（29.2%）
- ◇ 事業用地（林業）として利用 … 20社（22.5%）
- ◇ 事業用地（農業）として利用 … 17社（19.1%）
- ◇ 事業用地（農林産業以外）として利用 … 17社（19.1%）
- ◇ 不動産事業用地として売却 … 5社（5.6%）
- ◇ 社員寮など社員の福利厚生施設として利用 … 3社（3.4%）
- ◇ その他 … 15社（16.9%）
 - ・ 水源涵養林として所有
 - ・ 農業用水の取水・通水のため
 - ・ さけ・ますのふ化放流事業
 - ・ 不動産賃貸業
 - ・ 前の社長が購入したものを保有
 - ・ 土地を所有するに至った経緯を知る人がいないため目的が不明 ほか



(4) 森林組合

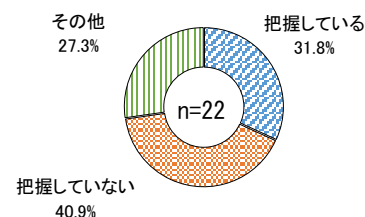
□ 調査対象等

調査対象 水資源保全地域のある市町村を主な事業地域とする森林組合 38組合、
回答数 22 (回答率57.9%)

□ 調査結果

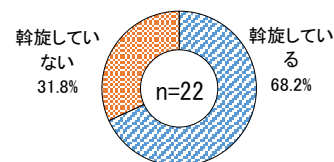
問1 貴森林組合では、森林の土地取引について把握されていますか。

- ◇ 把握している .. 7 組合 (31.8%)
- ◇ 把握していない .. 9 組合 (40.9%)
- ◇ その他 .. 6 組合 (27.3%)
 - ・所有者から売買の情報があれば把握しているが、情報がなければ把握していない
 - ・組合員の分に関しては把握しているが、それ以外は把握していない ほか



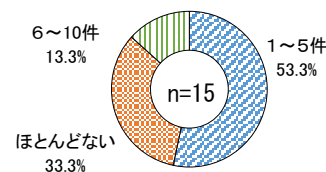
問2 貴森林組合では、森林の土地取引の斡旋をされていますか。

- ◇ 斡旋している .. 15 組合 (68.2%)
- ◇ 斡旋していない .. 7 組合 (31.8%)



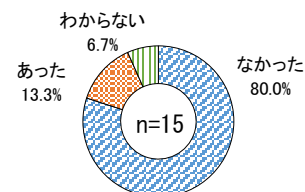
問3 ※ 「問2」で「斡旋している」を選んだ組合のみお答えください。
1年間当たりの斡旋申込件数はどのくらいありますか。

- ◇ 1～5件 .. 8 組合 (53.3%)
- ◇ ほとんどない .. 5 組合 (33.3%)
- ◇ 6～10件 .. 2 組合 (13.3%)



問4 ※ 「問2」で「斡旋している」を選んだ組合のみお答えください。
これまで水資源保全地域内の土地取引の斡旋申し込みがありましたか。

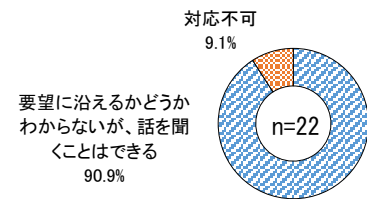
- ◇ なかった .. 12 組合 (80.0%)
- ◇ あった .. 2 組合 (13.3%)
- ◇ わからない .. 1 組合 (6.7%)



<森林組合>

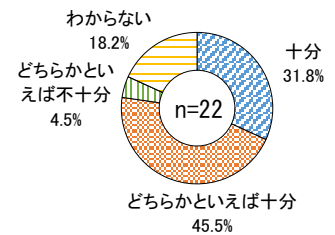
問5 貴森林組合では、森林所有者（組合員以外）から土地を売りたい又は寄附したいという申し出があった場合、相談対応は可能ですか。

- ◇ 要望に沿えるかわからないが、話を聞くことはできる
 - .. 20 組合 (90.9%)
- ◇ 対応不可
 - .. 2 組合 (9.1%)



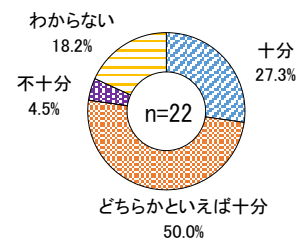
問6 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第11条関係)

- ◇ 十分だと思う
 - .. 7 組合 (31.8%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う
 - .. 10 組合 (45.5%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う
 - .. 1 組合 (4.5%)
- ◇ 不十分だと思う
 - .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ わからない
 - .. 4 組合 (18.2%)



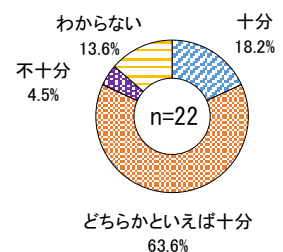
問7 安全に安心して利用できる水資源の確保を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第12条関係)

- ◇ 十分だと思う
 - .. 6 組合 (27.3%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う
 - .. 11 組合 (50.0%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う
 - .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ 不十分だと思う
 - .. 1 組合 (4.5%)
- ◇ わからない
 - .. 4 組合 (18.2%)



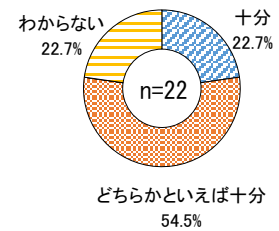
問8 水資源の保全に対する理解の促進を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第13条関係)

- ◇ 十分だと思う
 - .. 4 組合 (18.2%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う
 - .. 14 組合 (63.6%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う
 - .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ 不十分だと思う
 - .. 1 組合 (4.5%)
- ◇ わからない
 - .. 3 組合 (13.6%)



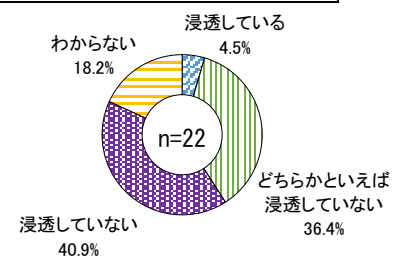
問 9 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図る道の取組についてどう思いますか。(条例第14条関係)

- ◇ 十分だと思う .. 5 組合 (22.7%)
- ◇ どちらかといえば十分だと思う .. 12 組合 (54.5%)
- ◇ どちらかといえば不十分だと思う .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ 不十分だと思う .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ わからない .. 5 組合 (22.7%)



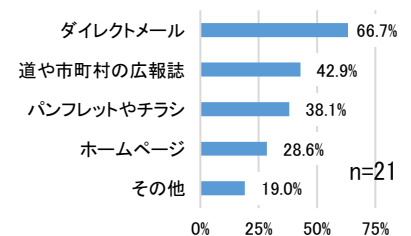
問 10 水資源保全地域内の土地を売買等する場合、契約の3か月前までに届出が必要(条例第20条)ですが、水資源保全地域内の土地所有者に浸透していると思いますか。

- ◇ 浸透していると思う .. 1 組合 (4.5%)
- ◇ どちらかといえば浸透していると思う .. 0 組合 (0.0%)
- ◇ どちらかといえば浸透していないと思う .. 8 組合 (36.4%)
- ◇ 浸透していないと思う .. 9 組合 (40.9%)
- ◇ わからない .. 4 組合 (18.2%)



問 11 事前届出を浸透させるためには、どんな取組が効果的だと思いますか。次の中からいくつでもお選びください。

- ◇ 土地所有者へのダイレクトメール .. 14 組合 (66.7%)
- ◇ 道や市町村の広報誌による周知 .. 9 組合 (42.9%)
- ◇ パンフレットやチラシの作成 .. 8 組合 (38.1%)
- ◇ ホームページによる情報発信 .. 6 組合 (28.6%)
- ◇ その他 .. 4 組合 (19.0%)
 - ・ 罰則規定の制定
 - ・ 森林組合が仲介するときは組合が所有者に通知する
 - ・ パンフレットやチラシを林業関係団体だけでなく所有者本人に発信する



○北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 水資源の保全に関する基本的施策（第10条－第15条）

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保（第16条－第25条）

第4章 北海道水資源保全審議会（第26条－第32条）

第5章 雑則（第33条）

附則

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれており、四季の変化が明瞭な気候の下で、清らかな水が育まれ、蓄えられている。

水は、全ての生命の源であり、私たちが安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。

私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。

世界的に水資源の希少性が高まっている中で、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、

土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(道民の責務)

第7条 道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよ

う努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

(国との連携等)

第9条 道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 水資源の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図ること。
- (2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。
- (3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。
- (4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(森林が有する水源を涵養する機能の維持増進)

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進)

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

る。

(道民等の理解の促進)

第13条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水資源の保全のための適正な土地利用の確保)

第14条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保

(基本指針)

第16条 知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水資源保全地域に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水資源保全地域の指定)

第17条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該

区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。
- 4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。
- 5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 指定の区域に関する基本的事項
 - (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項
- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。
- 9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。
- 10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

（基本指針等の周知）

第18条 道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針（以下「基本指針等」という。）の周知に努めなければならない。

(基本指針等への配慮等)

第19条 水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。

- 2 知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第20条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（権利取得者が未定である場合は、その旨）
 - (2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日
 - (3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積
 - (4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容
 - (5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定め

る場合には、適用しない。

- 3 第17条第1項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。
- 7 第5項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。
- 8 第1項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。
（報告又は資料の提出）

第21条 知事は、前条、次条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第22条 知事は、第20条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第8項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

（公表）

第23条 知事は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求）

第24条 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（市町村の条例との関係）

第25条 市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第20条から第23条までの規定は、適用しない。

第4章 北海道水資源保全審議会

（設置）

第26条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第27条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 水資源の保全に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。